

11月は『ちび国保月間』です！

国民健康保険は、病気やけがをしたときに安心して医療を受けられるように助け合う制度です。

皆さんの健康を守るための大切な制度である『国民健康保険』へのご理解と、大切な財源である『国民健康保険税』の納期内納付にご協力をお願いします。

医療費の適正化にご協力ください

医療費は年々増加傾向にあります、このまま医療費が増え続ければ、加入している皆さんの国民健康保険税の負担が今以上に重くなることになりかねません。まずは、医療費に関心を持ち、適切な受診にご協力ください。



整骨院や接骨院での柔道整復師が行う施術

保険診療の『対象となる場合』と『対象とならない場合』があります。施術を受ける時は、負傷原因を正確に伝え、国民健康保険が適用できるか正しく理解した上で、施術を受けましょう。

市では、医療費の適正化を図るため、対象の方に負傷原因等の受診照会を行っています。日頃から受診日の記録や領収書などを保管していただき、照会があった場合はご自身で記入の上、回答にご協力をお願いします。なお、受診照会は専門業者に委託して実施しています。

◆委託先

(株)日本サポートサービス

◆対象となる場合

・骨折、脱臼、打撲、捻挫、挫傷（肉離れ）の施術を受けたとき

なお、骨折および脱臼については、緊急の手当の場合を除き、あらかじめ医師の同意を得ることが必要です。

◆対象とならない場合

- ・日常生活からくる単なる肩こり・疲労・筋肉疲労・筋肉痛・腰痛・体調不良
- ・捻挫や打撲が治った後のマッサージ代わりの利用
- ・病气（神経痛・リウマチ・五十肩・関節炎・ヘルニアなど）からくる痛みやこり
- ・症状の改善の見られない長期の施術
- ・医師の同意のない骨折や脱臼の施術（応急処置を除く）
- ・仕事中や通勤途中に起きた

宝くじの助成金で自治会の備品を整備しました

一般財団法人自治総合センターでは、宝くじの社会貢献広報事業として、コミュニティ活動に必要な備品や集会施設の整備等に対して助成し、地域コミュニティ活動の充実・強化を図ることにより、地域社会の健全な発展と住民福祉の向上に寄与するための事業を実施しています。

この度、本納第六区自治会（本納地区）では、「一般コミュニティ助成事業」を活用し、発電機やブロアー、刈払機など地域活動に使用する備品の整備を行いました。



お問い合わせは、生活課（2階） ☎(20)1505、FAX(20)1600へ。

負傷（労働災害適用が原則）など

◆施術を受けるときの注意点

① 負傷原因を正しく伝えましょう

② 柔道整復施術療養費支給申請書の内容をよく確認し、必ず自分で記入しましょう

③ 領収証を必ずもらいましょう

領収証は、医療費控除を受ける際にも必要になりますので、大事に保管してください

④ 治療が長引く場合は医師の診断を受けましょう

お問い合わせは、

国保年金課（2階）

☎(20)1503、FAX(20)1600へ。

お知らせ

市では、広報紙の送付を希望される方に無料で郵送しています。お問い合わせは、秘書広報課 ☎(20)1512、FAX(20)1601へ。